

令和6年1月から電子契約を導入します

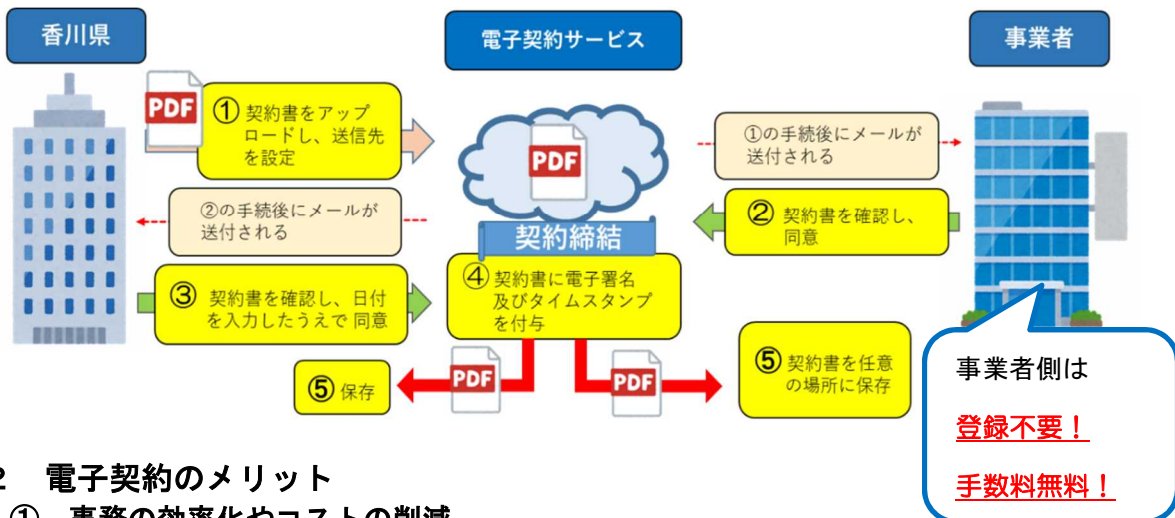
香川県では、事業者の利便性向上と県の事務の効率化を図るため、**令和6年1月から電子契約を導入**します。事業者が、インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、パソコンはもちろんスマートフォンからも利用可能です。

なお、事業者が利用に同意される場合に、電子契約で契約締結を行います。同意のない場合は従来どおり紙での契約となります。電子契約の対象となる契約は、入札公告等にその旨を記載します。

1 電子契約とは

紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイル（PDF形式）の内容を確認し、同意することで契約を締結するものです。契約書となる電子ファイルには、電子署名とタイムスタンプ（誰がいつ手続きしたかを記録し、改ざんされていないことを証明するもの）が付与されます。

<契約締結までの流れ>



2 電子契約のメリット

① 事務の効率化やコストの削減

従来の紙での契約では、郵送または来庁により契約書の受領、押印、提出を行っていましたが、電子契約ではインターネット上で契約締結ができ、**契約書の印刷・製本や郵送・持参、押印等を行う必要がなくなる**ことから、**事務の効率化やコスト削減が期待**できます。

② 収入印紙不要

印紙税は文書に対して課されるものですが、電子契約では電磁的記録のやり取りになるため課税対象とはなりません。契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、**印紙代が削減**できます。

3 今後の予定

操作方法や手続の詳細について、県のホームページに順次掲載します。また、今秋に模擬的な電子契約を体験する試行運用や説明会を実施する予定です。